

申3号

## 「停止位置誤りが発生した場合の 取扱いの見直しを求める申し入れ」 提出!

《概況》2014年1月と4月、東北本線野木駅構内、同線石橋駅構内で停止位置修正の取扱いによって、後続列車が踏切無遮断になった状態で通過する事象が発生しました。重大事故になりかねないこの事象を重く受け止め、再発防止に取り組んでいく必要があります。

本社はこの事象をふまえ、「停止位置を修正する際の取扱いを明確化」を対策とし通達をしました。その取扱は「原則として退行させない」とし、次駅まで運転を継続するものです。

しかしこの取扱いは、従来までの取扱いを大きく変更するばかりか、これまで労使で議論し、踏切無遮断対策に取り組んできた設備投資を十分に活かすことが出来ません。また、全ての判断を指令にゆだねる事で、乗務員の判断力を低下させることに繋がりがねません。

一方において、変更の実施までのスケジュールが短すぎ、関係する乗務員に対しての教育と周知が徹底できていないという声が出されています。

本部は、乗務員の不安を解消し、安全を確保した取扱いとしていくために、取扱いの見直しを求めています。

### 《申し入れ項目》

1. 運転取扱い等を変更する場合は、労働組合に対する説明をおこなうとともに、関係者間の議論時間を保障し、文書通達のみの一方向的な取扱い変更はおこなわないこと。
2. 運転取扱い等の変更については、各職場の特情を踏まえた教育実態を継承するとともに、全社員に対する教育スケジュールを確保した上でおこなうこと。また、全系統に対して取扱いの変更箇所の教育が終了したことを確認した上で実施すること。
3. 踏切に近接している駅構内で停止位置誤りが発生した場合に、踏切無遮断状態とならないシステム改修等の抜本的な対策を講じること。また、踏切無遮断状態や踏切終止点検知の有無を指令で確認できるシステムを構築すること。
4. 停止位置誤りが発生した場合の取扱いを最終列車とその他の列車で区別した根拠を明らかにすること。また、その場合の取扱いの違いをフロー図等で明確に示すこと。

**安全性を確保した取扱いの実施を実現しよう!!**